

# 北鯨城会細則

## 第1条 (役員・ブロック長・幹事の選出方法)

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長以下の役員は会長が任命する。
- (3) ブロック長はブロック毎に会員の中から互選により1名を選出する。
- (4) 幹事は概ね会員数に対して適正な人員を選出する。選出方法については特に定めない。

## 第2条 (役員会、総務、広報、行事、社会奉仕活動各委員会の役割)

- (1) 役員会：会長が議長となり次に掲げる事項を審議し、議決する  
①総会に付すべき事項②幹事会に付すべき事項③その他総会、幹事会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
  - (2) 総務委員会：各種会議の議事進行、会議資料の事前準備、議事録の作成、会員の消息管理並びに他の委員会に属さない業務。
  - (3) 広報委員会：会報「北鯨城会だより」の発行、外部との折衝窓口業務。
  - (4) 行事委員会：観桜会、懇親会、忘年会、並びに趣味の作品展などの企画業務。
  - (5) 社会奉仕活動委員会：クリーンキャンペーンの活動業務、ガーデニング活動、各種奉仕活動の企画参加。
- 2 会議の開催が事情により開催不可の場合は次のように定める。
- (1) 総会が開催不可となった場合は幹事会がこれに代わる。
  - (2) 幹事会が開催不可となった場合は役員会がこれに代わる。
  - (3) 会議開催の可否については月1回開催する役員会にて決定する。

## 第3条 (ホームページ担当の役割)

ホームページの維持管理。鯨城会並びに他区会との情報交換。

## 第4条 (クラブの規定)

- (1) クラブは会員の親睦、福祉を目的に自主的な活動を基本として組織し運営される。
- (2) 活動中及び今後立上げる2人以上の活動団体の名称はクラブとする。
- (3) 北鯨城会から補助金は支給しない。但し、クラブ開設時にかかる初期費用(事務費、通信費など)については申請に基づき、1万円を限度として助成する。
- (4) 北鯨城会の事業年度に合わせ毎年3月末、クラブの会員名簿を総務委員会に提出するものとする。年度途中の立上げはその都度総務委員会に届けを提出するものとする。
- (5) クラブの承認は役員会の承認事項とする。またクラブ開設時にかかる初期費用の助成についても同じく役員会の承認とする。

## 第6条 (福利厚生)

会員の福利厚生を目的として観桜会、親睦会、旅行会、忘年会及び趣味の作品展の事業を行う。

## 第7条 (歴代会長)

歴代会長経験者(辞退者を除く)は役員より意見等の要請があった時はそれに応じる。

## 第8条 (鯨城会幹事の当会での扱い)

当会では役員であるが、鯨城会との連絡役であり、鯨城会幹事として運営に努める。

## 第9条 (新入会員)

新入会員は原則として委員会のいずれかに所属する。任期は1年とし再任は妨げない。

## 第10条 (役員候補の選出)

原則として、入会2年目には各委員会の委員長候補、1名の会計、鯨城会幹事候補を選出し、3年目には会長候補を選出する。

## 第11条 (細則の改正)

本会細則の改正は幹事会の承認を必要とする。

附則 本細則は令和4年5月17日から施行する。

## 細則制定・改正履歴

制定 平成2年6月11日

改正 令和1年7月12日 第1条(2)(3) 第5条削除 令和1年12月6日 第4条 改正

令和3年6月8日 第2条 改正、 令和4年5月17日 第1条 改正

令和5年2月3日 第4条 改正